

令和 6 年度 第 2 回 水戸市都市交通戦略会議全体会議（書面協議）

目次

1 協議事項

議案第 3 号 水戸市都市交通戦略会議規約の全部改正について

議案第 4 号 水戸市地域公共交通計画（素案）について

2 添付資料

別紙 1 水戸市都市交通戦略会議規約の全部改正について

資料 1 水戸市地域公共交通協議会規約（案）

別紙 2 水戸市地域公共交通計画（素案）について

資料 2 意見公募手続実施結果

議案第 3 号

水戸市都市交通戦略会議規約の全部改正について

このことについて、別紙 1 のとおりとする。

令和 6 年 8 月 22 日 提出

水戸市都市交通戦略会議
会 長 金 利 昭

水戸市都市交通戦略会議規約の全部改正について

1 協議内容

水戸市都市交通戦略会議規約の全部を改正する。

2 改正理由

当会議は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下「法」という。）の規定に基づき、平成 26 年 7 月に設置し、これまでも法改正に伴う規約改正を行ってきたところである。

今回の規約改正についても、大幅な法改正が行われたことに対し、規約と法の規定との整合を図るため、実施するものである。

なお、現行の規約では、国からの財政支援を受けるために、都市・地域総合交通戦略要綱（平成 21 年 3 月 16 日付け国都街第 77 号）を設置の根拠の一つとして位置付けているが、法改正に伴い、地域公共交通に対する国の新たな支援策が創設されたため、規約から削除することとする。

3 改正内容

資料 1 のとおり

水戸市地域公共交通協議会規約（案）

水戸市都市交通戦略会議規約の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 水戸市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及び自家用有償旅客運送の必要性、公共の福祉の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、水戸市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）を置く。

（事務所）

第 2 条 交通協議会は、事務所を茨城県水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号に置く。

（所掌事項）

第 3 条 交通協議会は、次の各号に掲げる事項の協議及び事業を行う。

- (1) 公共交通に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 交通計画に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 4 条 交通協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 鉄道事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者
- (6) 関係行政機関
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 前各号に掲げる者のほか、交通協議会が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。

（役員）

第 5 条 交通協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監事 2 名

2 役員は、委員の互選によって選出する。

3 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の職務）

第 6 条 会長は、交通協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、交通協議会の会計を監査する。

(全体会議)

第7条 交通協議会の全体会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において決した事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門分科会)

第9条 交通協議会に、第3条各号に掲げる事項について調査及び研究をするため、専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

- 2 分科会は、会長が指名する分科会員をもって組織する。
- 3 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。
- 4 分科会長及び副分科会長は、分科会員の互選により選出し、分科会の運営については、第7条の規定を準用する。
- 5 分科会において調査及び研究を行った場合は、当該調査及び研究の結果を会議に報告するものとする。

(事務局)

第10条 交通協議会の庶務を行うため、交通協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、水戸市市長公室交通政策課に置く。
- 3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局長には水戸市市長公室交通政策課長を、事務局員には同課の職員をもって充てる。

(経費)

第11条 交通協議会の運営に関する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

新旧対照表

現行	改正案
水戸市都市交通戦略会議規約 (設置) 第1条 水戸市は、総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項及び都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付け国都街第77号）第2第1項並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、水戸市都市交通戦略会議（以下「交通会議」という。）を置く。 (事務所) 第2条 交通会議は、事務所を茨城県水戸市中央1丁目4番1号に置く。 (所掌事項) 第3条 交通会議は、次の各号に掲げる事項の協議及び事業を行う。 (1) 公共交通に係る施策の総合的な推進に関すること。 (2) 公共交通に係る計画に関すること。 (3) 公共交通に係る計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃，料金等に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか，必要と認める事項に関すること。	水戸市地域公共交通協議会規約 水戸市都市交通戦略会議規約の全部を改正する (設置) 第1条 水戸市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及び自家用有償旅客運送の必要性，公共の福祉の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、水戸市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）を置く。 (事務所) 第2条 交通協議会は、事務所を茨城県水戸市中央1丁目4番1号に置く。 (所掌事項) 第3条 交通協議会は、次の各号に掲げる事項の協議及び事業を行う。 (1) 公共交通に係る施策の総合的な推進に関すること。 (2) 交通計画に関すること。 (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃，料金等に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか，必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 交通会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 鉄道事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者
- (6) 関係行政機関
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(8) 前各号に掲げる者のほか、会議が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によって選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(組織)

第4条 交通協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 鉄道事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者
- (6) 関係行政機関
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(8) 前各号に掲げる者のほか、交通協議会が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

(役員)

第5条 交通協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によって選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、交通協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通協議会の会計を監査する。

(全体会議)

第7条 交通会議の全体会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において決した事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門部会)

第9条 交通会議に、第3条各号に掲げる事項について調査及び研究をするため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する部会員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出し、部会の運営については、第7条の規定を準用する。

5 部会において調査及び研究を行った場合は、当該調査及び研究の結果を会議に報告するものとする。

(事務局)

第10条 交通会議の庶務を行うため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、水戸市市長公室交通政策課に置く。

3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局長には水戸市市長公室交通政策課長を、事務局員には同課の

(全体会議)

第7条 交通協議会の全体会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において決した事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門分科会)

第9条 交通協議会に、第3条各号に掲げる事項について調査及び研究をするため、専門分科会(以下「分科会」という。)を置くことができる。

2 分科会は、会長が指名する分科会員をもって組織する。

3 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。

4 分科会長及び副分科会長は、分科会員の互選により選出し、分科会の運営については、第7条の規定を準用する。

5 分科会において調査及び研究を行った場合は、当該調査及び研究の結果を会議に報告するものとする。

(事務局)

第10条 交通協議会の庶務を行うため、交通協議会に事務局を置く。

2 事務局は、水戸市市長公室交通政策課に置く。

3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局長には水戸市市長公室交通政策課長を、事務局員には同課の

職員をもって充てる。

(経費)

第11条 交通会議の運営に関する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

職員をもって充てる。

(経費)

第11条 交通協議会の運営に関する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

議案第4号

水戸市地域公共交通計画（素案）について

このことについて、別紙2のとおりとする。

令和6年8月22日提出

水戸市都市交通戦略会議
会 長 金 利 昭

水戸市地域公共交通計画（素案）について

1 協議内容

令和 6 年 7 月 1 日（月）から令和 6 年 7 月 31 日（水）までの 31 日間で、水戸市地域公共交通計画（素案）に対する意見公募手続（パブリックコメント）を実施した。

提出意見の内容を精査の上、水戸市地域公共交通計画（素案）の修正はしないものとする。

2 意見公募手続の実施結果について

資料 2 を参照のこと

3 今後の流れ

事務局にて水戸市地域公共交通計画（案）を作成し、当該案を庁議に諮り、水戸市地域公共交通計画を決定（策定）する。

決定した計画について、常任委員会等に報告の上、広報みと、HP 等により広く市民に公開する。

意見公募手続実施結果

1 実施期間

令和 6 年 7 月 1 日（月）から令和 6 年 7 月 31 日（水）まで 31 日間

2 公表方法

水戸市ホームページへの掲載，交通政策課，水戸市情報公開センター，出張所（赤塚，常澄，内原）及び市民センターにおける閲覧及び貸与

3 市民等からの意見数

(1) 郵 送	0 人	0 件
(2) F A X	0 人	0 件
(3) メ ー ル	2 人	11 件
(4) 直接提出	0 人	0 件
計	2 人	11 件

4 意見等の概要及び市の考え方

意見等の概要	市の考え方
エリア 2（居住誘導区域）とエリア 3（それ以外）の間にエリア 2.5（準居住誘導区域）を設ける。	本計画の策定に当たっては，国の動向や市民の意向，SDGs の理念等を踏まえるとともに，水戸市第 7 次総合計画－みと魁・Next プラン－や水戸市立地適正化計画など，関連計画との整合を図るものとしております。 いただいた御提案につきましては，関連計画の内容にも関わる内容でありますことから，御意見として承らせていただきます。
市街化区域かつ居住誘導区域外の地区でも，バス路線がある程度残る地区をエリア 2.5（準居住誘導区域）とする。	同上

茨大前から台渡里までの国道 123 号線を走るバス路線沿線をエリア 2.5 とし、バス停から半径 300m の徒歩圏を指定する。 この区間は、平日昼間でも毎時 2 ～ 3 本バス路線が残っており、他のエリア 3 の地域よりも比較的利便性が高い。 また、医療機関や店舗、金融機関も立地する地域である。 車を持たない茨大生や高齢者が多く住んでいるのも、この地域の特徴である。	同上
現在の水準の本数と水戸駅までの直通路線を維持確保し、居住誘導区域ほどでなくとも、市街化調整区域のエリア指定区域よりも強い優遇策を設けて居住誘導を促す。	公共交通ネットワークの維持につきましては、計画の目標 4 として設定しており、既存公共交通の維持・確保を目標達成のための施策として掲げております。 居住誘導に係る御提案につきましては、都市計画関係施策等に関わる内容でありますことから、御意見として承らせていただきます。
町名が渡里町・堀町であるために、十把一絡げに交通利便性をエリア 3 の低い水準に下げられ、人口流出や地域の経済活動の低下を招くとなれば、市の損失になり得る。むしろ、残っているバス路線を資源ととらえて、他地域からの流入や定住を促し、水戸市街の北の玄関口である渡里地区を活性化してほしい。	地域公共交通ネットワークエリアの考え方につきましては、55 ページに掲載しておりますが、エリアの定義により交通利便性の水準を下げる意図はございません。本計画における施策の体系及び施策の内容については第 5 章に掲載しておりますので、御参照ください。 また、他地域からの流入や定住の促進につきましては、都市計画関係施策等に関わる内容でありますことから、御意見として承らせていただきます。

偕楽園駅の常設化は計画に入れないのか？	水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－において、都市核、地域拠点が連携する利便性の高い都市環境の構築に向けた鉄道駅周辺の機能充実の施策の一つとして、偕楽園駅の常設化の検討が位置付けられております。 本計画への反映につきましては、関係機関における調査研究の進捗を見ながら、検討してまいりたいと考えております。
L R Tの検討は既に終わり、今後検討しないという理解でよろしいか？宇都宮に行って乗ったが、快適かつ便利だった。沿線には新しい建物が増えて勢いがある。	現時点では検討の予定はございませんが、今後の社会情勢等の変化により、L R T導入の気運が高まるような場合には、検討が必要になるものと考えられます。
施策番号12 郊外部における移動手段の確保について、世界標準のライドシェを導入すれば解決できる問題だと考えますが、世界標準のライドシェについてどの様に考えを教えてください	諸外国におけるライドシェアの導入につきましては、タクシー運賃の高騰、タクシーの低品質化、需要の高い時間帯における供給不足など、各国における公共交通を取り巻く様々な背景から導入されており、運転手や車両の管理方法についても、各国の実情に合わせた方法が採用されているものと伺っております。 道路運送法第78条第3号の規定に基づき、いわゆる「日本版ライドシェア」につきましては、タクシーが不足する地域、時期、時間帯に限り、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して有償運送を行うことを、国が認可するものであります。 本市といたしましては、国や民間事業者の取組を注視してまいりますとともに、引き続き、水都（すいっと）タクシーの運行により、郊外部における移動手段の確保に取り組んでまいります。

1 から 17 すべての施策について質問です。施策を実施したときの納税者の経済的利益と損失の金額について教えてください	本市の予算で実施する施策につきましては、事業費や人件費など、予算の充当先が多岐にわたることから、施策の実施に係る予算と、納税者の経済的利益と損失との相関を具体的に補足することが困難です。 また、公共交通事業者が実施する施策につきましては、本市の補助により実施する事業もごさいますが、公共交通事業者の運営資金のほとんどは、公共交通利用者にお支払いいただく運賃等が原資であることから、利用者数の増減や各御家庭の経済状況によりましても、納税者の経済的利益と損失は変動するものと考えられます。 あわせて、観光事業や、他市町村等との広域的な取組に係る事業につきましては、水戸市民以外の不特定の方々が関係する事業であることから、納税者の経済的利益と損失を計ることが困難です。 以上のことから、施策の実施による納税者の経済的利益と損失に係る金額をお示しすることは出来かねます。 本計画を進めるに当たっては、PDCAのサイクルによる継続的な取組を行い、必要に応じて改善を図っていくものとしておりますので、御理解願います。
PDCAの評価について質問です。税金を使っているのに納税者にわかりやすい事務事業評価を公表してほしいです。ホームページ上で公表していただけますか	本計画を進めるに当たっては、PDCAのサイクルによる継続的な取組を行い、必要に応じて改善を図っていくものとしております。 事務事業評価につきましては、本市で開催しております法定協議会において毎年評価しており、その議事内容については、本市のホームページにて公開しております。

目標の数字は合理的根拠に基づく政策立案だと思えます。目標数値の根拠について詳しく教えてください	目標水準の設定根拠につきましては、以下の通りです。 目標 1 コロナ禍で減ってしまった利用者を，コロナ禍前のピークの水準である，2019（令和元）年度の水準に戻すことを目標としました。 目標 2 サイトアクセス数の実績と，目標 1 で定めたバス利用者数の増加の見込みを参考に，到達すべき数値を設定しました。 目標 3 過去 of 取組者数の推移（増加率）から推計しました。 目標 4 令和 4 年度末の系統数を維持するものとして設定しました。 目標 5 他市等におけるデマンド交通の収支率を参考に，到達すべき数値を設定しました。 目標 6 水戸市地球温暖化対策実行計画（第 2 次）に定めた温室効果ガス排出量削減目標に従って，温室効果ガス排出量を推計しました。 目標 7 国の移動等円滑化の促進に関する基本方針で設定されている，ノンステップバスの目標導入率に合わせた数値を設定しました。
--	--

※ 意見等の概要は原文のまま掲載しております。